資料1-3

○第12次鳥獣保護管理事業計画策定のタイムテーブル

※　鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）」第4条の規定により、都道府県知事は環境大臣が定める指針に従い、策定することが定められている。

平成27年11月	中央環境審議会自然環境部会へ基本指針について諮問
平成28年6月15日	みどり自然課が各林務環境事務所への事前説明会開催
平成28年8月	各林務環境事務所が計画に関する市町村への説明会開催 ・鳥獣保護区の指定等に関する是非についての意見照会
平成28年9月30日	各林務環境事務所からみどり自然課への提出締め切り ・計画素案の作成
平成28年10月11日	基本指針告示
平成28年11月28日	県環境保全審議会鳥獣部会の開催 （計画素案を審議）
平成28年12月26日	知事レク、庁議　（庁議等の設置及び運営に関する要綱第4条（1））
平成28年12月27日～1月25日	県パブコメの実施（30日間）（県民意見提出制度実施要綱第3の1、第6の1） （意見を反映等し、計画案を策定）
平成29年2月13日	県環境保全審議会鳥獣部会の開催（計画案を審議） （部会で審議・調査した結果を審議会に報告する。）
平成29年3月24日	県環境保全審議会の開催　（法第4条第4項　要件） （部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。）
平成29年3月末	知事レク、庁議　（庁議等の設置及び運営に関する要綱第4条（1））
平成29年3月末	第12次鳥獣保護管理事業計画の決定 環境省報告（法4条5項　要件）、告示（法4条5項　努力義務）
平成29年4月	県、第12次鳥獣保護管理事業計画の施行